

第20回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成31年2月13日(水)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(10人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂		
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
			谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(1人)・農地利用最適化推進委員(1人)

8番 山本 信男  
見山 收

職員及び関係者 局長 末次 義晃  
農林課長 加藤 邦樹

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 非農地証明の申請について
- 第2号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第3号議案 農町地利用配分計画(案)について
- 第4号議案 標準作業賃金改定について
- 第5号議案 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

10番委員 松原 憲治 11番委員 川上 博久

事務局： おはようございます。第20回江府町農業委員会総会という事で始めさせて頂こうと思ひます。始める前にご報告ですが、先般、一二三会長さん、松原職務代さん、加藤委員さん、長尾推進委員さん、宇田川推進委員さんの5名にお集まりいただきまして、町の方に出す意見書の原案の作成に係る第1回の話し合いを行いました。今日の総会の終了後にご案内しております、農業公社の瀬島局長さんにお越し頂いて勉強会をさせて頂くと、最終的には瀬島局長さんから農業公社の実態と言うものをお伺いさせて頂いて、意見交換をさせて頂いて、農業公社に関する部分をもう少し時間を頂いて、先ほどの5名の委員さんと話し合いをさせて頂きたいと言う風に思っております。最終的には3月の総会に意見書の案という事を出させて頂いて、その後に町長の方へ意見書を提出させて頂きたいと言う風に考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。今回から憲章唱和という事から始めたいと思ひます。お手元に農業委員会憲章をご準備させて頂いております。次回からは準備しませんので各自手帳なりこの紙をご持参頂ければと言う風に思ひますので、よろしくお願ひいたします。どうでしょうか、慣れないもので。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和

事務局： 会長さんご挨拶をお願いします。

会長： 皆さんおはようございます。今日は第20回の江府町農業委員会総会でございます。ご出席いただきましてありがとうございます。今年は暖冬だという事で、冬を迎える前から予報が出ておりましたが、私たちのこの地では珍しい天気が続いておりますが、この事がこれから先水稻等に影響が無ければ良いが、と言う様な思ひをしている所でございますが、当分大雪になる様な事はない様な予報でございます。2月1日に江府町地域農業再生協議会の総会がございました。皆さんも関心をお持ちだと思うんですが、平成31年産米の生産目標が示されましたので、全国、鳥取県、日野郡の各町のは分かりませんが、江府町の方だけ皆さんにお伝へをしておきたいと思ひます。平成31年度の目標数でございますが、全国では718万tから726万tが目標数字でございます。平成30年の生産目標は735万tでしたが実績は733万tだったと言う様に報告がされております。県の31年の生産目標は67,577t、面積にしまして、13,148ha、因みに昨年目標は68,377tでございました。面積にしまして13,313ha、30年の実績につきましては63,100t、面積にして12,608ha、目標を下回っております。江府町につきましては、31年の目標数は284haから297haでございます。昨年の目標数は311haでございましたが、実際に作付けをされましたのは294haという事でございます。水稻に代わる作物等の作付された面積もございしますが、一番目立ったのは江府町も蕎麦の生産に力を入れておりますが、蕎麦が平成30年は15.7haありました。29年は13.1haでしたので、約2.6ha栽培が増えたという事で、特に目立ったのは蕎麦が江府町では増えていると言う様な結果が出ておりましたので、皆さんにご報告をしておきます。

議長： これより総会審議に入りたいと思ひます。本日の欠席通告は見山推進委員さんでござ

います。山本さんは連絡がございませんが、その内おいでだと思っております。総会は成立をします。まず議事録署名委員及び会議書記の指名を行います、議事録署名委員は議長より指名させていただくことに異議ございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： 議事録署名委員は、松原代理、川上委員にお願いをいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。それでは議事入りしたいと思います。議案第1号、非農地証明の申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。お手元の資料2ページからになります。議案第1号、非農地証明の申請についてという事で載せさせて頂いております。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇、地番が〇〇番〇と〇〇番〇、それぞれ地目が〇、面積が〇〇㎡、〇〇〇㎡、合せまして〇〇〇㎡でございます。転用地目については〇〇という事で、申請者、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇さん、宇田川推進委員さんのお宅でございます。内容につきましては、平成5年頃から建物の敷地として利用、今後も農地として利用しないという事で、非農地証明の申請が出ております。1枚おはぐり頂きまして、3ページ、4ページ、現地確認の様子なり、航空写真で位置を付けさせて頂いております。昨日松原職務代理さんと事務局で現地の確認をさせて頂いております。〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くの〇〇の〇、〇〇〇さんの〇〇のあるところがございますけれども、松原代理さんに立って頂いて写真を撮った所を赤で線を入れさせて頂いております。隣の航空写真をご覧いただければと言う風に思います。赤いマーカーで示させて頂いている部分でございますが、その2筆につきまして非農地証明の申請が出ております。ご覧のとおり平成5年頃からこう言った形でご利用されておられるという事で、農地への復旧の可能性もございません。これについてご審議の方よろしくをお願いをいたします。

宇田川： 説明しましょうか。先ほど言われました様に、〇〇番〇と〇〇番〇に成っていますが、〇〇番〇は〇〇年前に農業委員会を通して宅地に成っていました。〇〇番〇も〇〇が建っている方を申請しようと思ったんですが、今から25年ほど前に宅地にして、税金の方は宅地でなっていますけれども、証明の方が成っていないという事で、今日、正式にお願いをするという事に成りました。

議長： これに至った経過を宇田川推進委員さんの方から、宇田川さんの物件でもございますし、詳しく説明を頂きました。それでは議案第1号、非農地証明の申請について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。皆さんございませんか。質疑意見が有りませんので、議案第1号、非農地証明の申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員： はい(全員賛成)



議 長： 2号議案の説明をして頂いたところでございますが、議案第2号、農町地利用集積計画（案）について、担当の委員さんのコメントを聞きたいと思います。最初は宮市で見山さんの件ですが、森さん何かお聞きになっておられますか。

森： これは〇〇さん本人が借りられるんですが、今日お休みなので、大体この土地は以前から管理を手伝っておられて、この度利用権設定を申請されましたので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。神奈川地区の件は宇田川推進委員さんお願ひします。

宇田川： 沢山の農地ですけれども、我々神奈川地区は集落営農については絶えず話をしているんですが、今の所守って行ける人が守れなくなった時に考えるという事なので、〇〇〇、〇〇については〇〇さんが何とかしようという事で、作って頂ける様になりましたのでよろしくお願ひします。

議 長： はい、それぞれお聞きの様担当の委員さんの方から説明を頂いたところでございます。それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願ひします。

川 上： 1点だけ良いですか。

議 長： はい。

川 上： 13ページの久連の〇〇、農地が農振地域外に成っていますけど、中間管理機構の方で引き受けて貰えるような感じに成っていますけれども、その辺は何にも問題ないですか。

事務局： 一応配分計画の方で借受者と言うのがおられますので、中間管理機構ですて頂けると言う事で

川 上： 問題なかったら。

議 長： 川上委員さん、それは質疑ですね。

川 上： 質疑です。

議 長： 質疑を続けます。皆さんの方で議案第2号の件で質疑はございませんか。質疑、意見がございませんので、議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願ひいたします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認をいたします。そう致しますと議事に入ります。議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、議案第3号、農用地利用配分計画（案）についてという事で、19ページ以降でございます。詳細につきましては、21ページをご覧くださいと思います。先ほどの第2号議案でご審議いただきました、第2号議案の2と言う方ですが、こちらに中間管理機構関係があった訳ですけれども、その農地の転貸先でございます。1番が権利の設定を受けるもので、江府町〇〇〇〇番地、〇〇〇mるん、場所につきましては先ほどの〇〇〇〇番地、〇〇〇の下の〇〇〇の部分でございます。こちらにつきましては、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで、〇年〇〇月、賃借料は〇〇と言った形での設定でございます。下段の〇〇〇〇さんにつきましては、先ほども説明を省いておりますけれども、〇〇地区での2筆でございます。これにつきましては継続分という事ですので、説明の詳細を省かせて頂いております。それぞれ23ページ、24ページ、25ページ、借受人の方の経営の状況、23ページが〇〇〇〇さんの状況でございます。24ページが〇〇〇〇さん、〇〇でございます。借受者選定理由書という事で、基本原則の確認、優先の程度に丸印を入れさせて頂いております。何れも借受人として適正であるという判断をさせて頂いております。以上です。

議長： ありがとうございます。そう致しますと、議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑、意見が有りませんので、議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第4号、農作業標準賃金改定について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第4号、平成31年春の農作業標準賃金（案）についてという事でございます。27ページ、28ページに資料を載せさせて頂いております。27ページに標準賃金（案）という事で載せておりますが、基本的には平成30年の春からの据え置きと言う形でのご提案をさせて頂ければという事で載せさせて頂いております。28ページに近隣の市町村における状況を載せさせて頂いております。ご覧いただければと思いますが、一番左に31年の江府町の数字、30年と同じ数字でございますけれども、その隣に31年の江府町農業公社の委託料金、日野町、日南町、伯耆町、大山町、南部町、米子市旧淀江町管内という事で、近隣の町村の状況を載せさせて頂いております。既に2月の総会

で31年分を決められた町村については更新させて頂いておりますし、まだ審議されていない農業委員会については、30年の数字をそのまま表記させて頂いております。据え置きでございますので、個々の項目については読み上げを省略させて頂きたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長： 議案第4号、農作業標準賃金改定について、これより質疑に入ります。質疑、意見のある方は挙手をお願いいたします。ここにもございますけれども、日野郡だけでなく皆さんの希望もございました、一部には平成30年の分が載っておりますけれども、まだ総会に掛かってないそうでございますので、見て頂いて皆さんの意見を伺いたいと思っております。

事務局： 一応30年のままの所の事務局さんの方には様子を伺っているんですけども、基本的には見直しを、単価を上げると言う様な考えは聞いていないと言う状況でございます。基本的には据え置きかなと言った様な感じで言っておられました。

議長： 分かりました。事務局長から説明がありました様に、平成30年の賃金が載っている地域も平成31年に当たっては特別に賃金を上げると言う思いはない、と言う様な意向もお聞きの様でございます。質疑、意見が有りませんので、議案第4号、標準作業賃金改定について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第5号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第5号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定についてという事で、29ページ以降に資料を付けさせて頂いております。場所は大字〇〇〇の一部、字〇〇〇〇外という事でございます。調査期間につきましては平成〇〇年度から〇〇年度までという事でございまして、地目変更の内容につきましては、農地から農地以外での変更が全部で70筆でございます。かつことしまして、その内46筆につきましては現地確認不能地という事に成っております。主に集落の上手側、集落の山寄席側の土地になる訳でございますけれども、33ページ以降に70筆の個別の地番、調査前の地目、調査後の地目、面積についても調査前、調査後と言った形で載せさせて頂いております。そこに現地確認不能地と言うのが、現況が〇〇〇〇、〇〇〇の集落の少し上の方に〇〇〇〇と言うのがある訳でございますけれども、その河川区域内、更には砂防堰堤が設置されている訳ですけれども、砂防堰堤の中に隠れてしまっている状況で現地確認が出来ないものが46筆含まれているという事でございます。基本的には地籍調査をして、例えば33ページの2筆目を見て頂きますと、〇〇〇〇〇〇番地〇、調査前が〇、調査後は〇〇〇〇と言う風になっておりますけれども、その下の方を見て頂きますと、調査前が

〇〇〇で、調査後も〇と言う風に地目の変更がされておりませんが、地目の変更はされておりませんが、現地確認が出来ないという事で、登記上の地目は据え置きでございますけれども、これについては農地ではないと言う判断がされるものでございます。この辺が実際は登記上地目変更という事はされませんので、見た目の変化はない訳ですけれども、それについては事務局で話をしているんですが、農地台帳を何だかの形で、地目は農地のままなんですけれども、実際農地にカウントしないものですよと言った様な形の理由付けの方法を考えないといけないと言う所で話し合っている所でございますが、一応全部で70筆こちらの方に上げさせて頂いております。よろしく願いいたします。

議長： 今事務局の方から説明がございました。こう言った沢山の筆数が此处に上げられている様な状況で残っていると言う事でございますが、これは地籍でよくなったんですか。これは地籍ですが。

事務局： はい、地籍で。

議長： 現地の確認で台帳を整理させるという事ですね。

事務局： ですが先ほども言いました様に、現地確認をして既に農地ではない、登記上は田んぼや畑なんだけれども現状は山林と言った様なパターンなんですけれども、宮ノ谷川周辺、砂防堰堤、一部道路もある訳ですけれども、すでに現地が確認できない部分については、地籍調査では地目の変更が出来ない、という事に成る様でございます。ただし今回農業委員会に上げて頂いております70筆の中に、調査後も畑、田の地目のままで残っている部分については、農業委員会の方で管理しております農地台帳のシステムの方で、地目は農地のままでけれども、農地としてはカウントしませんよ、と言った様な管理をしないといけないのかなと、内部で検討しているという状況です。

松原： 専門の賀本さんがいらっしゃるんですけれども、こういうのは法務局の登記で言ったらそのままになるんでしょう。現況が分からないからそのままにしておくと言った形で良いんですか。

事務局： 私も良く分からない所であるんですけれども、一応地籍調査の担当の方には確認をしたんですけれども、現況の現地確認が出来ないので地目は変更しない、ただし農地ではないと言う確認はされているんですけれども、構造物の下と言いますか、河川域に入っているんで地目の変更はしないけれども、農地からは地籍報告的に外しますという事のようにです。

松原： 地籍は現況主義で農地では無くなっていたら、それに変わるべきではないですかね。

宇田川： ちょっと良いですか。最初に私の土地が上がったんですけれども、農業委員会を通して田から宅地にしたんですけど、これはこれで賀本さんをお願いして成ったんですけど、



法務局に申請はしてもらったんだろうけれども、非農地証明しないと正式に農地にならない訳です。土地証明をしようと思うと田んぼのままなんです。その代り税金は宅地で取られている。農業委員会でお願いした時に宅地になった時に、町としては税金は取れる。何か切掛けがあれば分かるんだけど、その時になぜ一緒に出来ないのかと言う思いがいつもあって、この度自分が実感して初めて分かって、賀本さんにはいろいろ話をしてようやく分かったんだけど、これ自体がおかしいなと思うんです。宅地で税金を取っているのならその時に宅地になれば良いんだけど、それはどうですか。

賀 本： これはあくまでも土地家屋調査士さんの分野なので、私の分野ではないんですけども、登記と言う面から言いますと、法務局と言う所はきちんと現地を確認しないと、現地をきちんと杭を打ってきちんと確認しないと登記の変更が出来ないんです。川の中ですから杭が打てません、写真も分からないので、そのために現地確認が出来ないという事で、法務局としては書面主義と言いますか、現況主義なんだけれども、それ以前に現地を確認するのが前提の現況主義なものですから、杭が打てない所の地目変更は出来ませんので、じゃあどうするかと言いますと、ただこの番地については、今日の総会できちんと承認されましたと言う文書だけは将来に向かって残しておいて頂ければ、万が一今回の宇田川さんの様に、「あれちゃんとやったのに」という時に、でも法務局は書類を出さないから変わらない、でもこちらではきちんと証明しましたよと言う物を残しておいて頂けたら、万が一先ほどの宇田川さんの様な事が出来た時には、登記はしていませんけれども承認していますと言う状況さえ、きちんと文章とかデータで残して頂けたら、後々そうだったんだと言うのは残せる、ただこれで総会に掛けたけれども、さらっと流して書類もそのままとなってしまうと、後々調査士さんとかがなった時に、何だこれはという話に成って来る、法務局には一切書類は無いので、町しかない、町も分からないと言うのでは困るので、今日やりましたと言うのは永久に残しておいて頂く方法と言うのを考えて頂ければ、もしかしたら全国的にそう言うのはあるのかもしれないですけども、調査士さん達にはそう言った情報が分かるかもしれませんが、そこまでの専門ではないです。

議 長： 実は助沢でも現在川の中に個人の所有地があります。例えばそこで川工事をする時には、川の中だけでも個人の所有なので承諾を得ないといけないという事があるんです。普段から私たちもそう言う事を感じている所があります。これからはないとは思いますが、公の工事で買い上げた物も地目変更していない分が沢山ありますね、あの辺りが公共工事だったら買い上げた方が責任を持ってする様な体制をしてもらわないといけないのではないかと思っているんですが。

長 尾： 良いですか。ちょっと気付いたんですけども、今の現地確認不能と書いてある分は国の所有になっていますね、一般的には他の人には関係ない話ですね。

事務局： 確かにそうですね、個人名ではなく国に成っています。ただ農家台帳なりを使ってこの地域にどれくらい農地があるかと言う集計を掛けた時に地目がこのままであるが為に、

要は集計をする時にこれが入ってくる可能性があります。先ほど賀本さんが言われた様に今日諮った分を訳が分からないという事をしないために、何らかの方法で農地台帳の集計の除外をする様な方法をしなないといけないなど、過去にも当然こう言った処理はあっている様でございますので、それらも含めてチェックを掛けないといけないなど言う所では居りますので、先ほど賀本委員さんにご指摘いただいた様な事は、当然対策を取って行かないといけないなど考えております。

松 原： 事業をする時に、道路にしても砂防堰堤でもそうなんですけれども、買収と言う行為にはならないんですか。国が買い上げて其処に施設を作るのではないんですか。

長 尾： 買収は出来ているのではないですか。

松 原： 出来ていたらその時点でこういう登記処理は当然終わるのではないですか。

長 尾： その時に登記がしてないのでは。

事務局： 意外と公がやってないと言う例です。国ばかりではなく鳥取県も、それから江府町もこういうのは結構あります。

宇田川： 現に今も日野川の中に田んぼや、あれはもう除外されました。

事務局： 日野川の中。

宇田川： 洲河崎あたりの日野川の中に、現状は畑がたくさん残っている。それを早く整理するという事で、3、4年前から言っていますけれども、それをしないと江府町の農地がどこまであるか全くわからない。把握できていないと言うのが現状で。

事務局： 場所によっては、例えば美用の舟谷の所なんかも、河川自体が50メートル程度昔の場所と動いているみたいなのがあって、切図と現況が全く合わないとかと言う様な所も実際江府町の他の所にも沢山あると思うんですけれども、なかなか整理が出来ない。とは言いながら先ほどもあった様に現状になるべく近づけられる様にして行かなければいけません。その作業の一つが今の非農地通知と言うものに繋がって来ます。他町村ではまず公の分から整理しようと言った様な形で取り組んでおられる事例もございますので、今現在非農地通知は所有者の方にと、取り組んでやっているんですが、並行して江府町でもそう言った公共事業での買収、そう言った物も落としていきたいと言う風に思っております。

議 長： 分かりました。そう致しますと、皆さんもなかなか理解が付かない案件がたくさん載っております。疑問な点が多かったと思いますし、そう言った意見もたくさん出ましたけれども、今局長が言われます様に江府町も他町村もそう言った物を整理されている

という事で、取り組んでいきたいと言う様な話をして頂いておりますが、そういう事で行政の方にお任せをして、農業委員会としてもそういう物を早く整理をして頂くという事を要望をしながら、という事でよろしいでしょうか。皆さんの質疑、意見が有ればお受けしたいと思いますが、どうでしょう。

川 上： 賀本さん、1点だけ教えて下さい。法務局で登記をする時に、農業委員会で非農地証明の審議をして了承を得たら、それを地権者の方が持って行って手続きをして正式に認められて、という事ですね。

賀 本： あくまでも申請をしないと登記は出来ませんので。

川 上： それをしないと何時までも変わりませんね。

賀 本： そうですね。法務局に行ってください。

議 長： ここでは農地から非農地に成る証明をしてもらうだけですから、後は法務局で手続きをして頂くと。

賀 本： 申請書のひな型もありますので、個人で行って頂ければ教えてくれますので大丈夫です。

議 長： いろいろ意見、質問が出まして、専門の賀本さんから説明もして頂きました。他に質疑、意見はありませんか。ない様でしたら、議案第5号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認します。そう致しますと、局長も言います様に行政の方も早急に整理を進めて頂きたいと言う様に思います。今一番問題になっているのは、現状の農地と台帳面積の開が非常に大きいという事はいつも指摘されておりますので、その辺りの整理を一日も早く進めて頂くという事を念頭に置いて行政の方にもお願いをしまして、議事を終了したいと思っております。その他につきましては事務局の方で進めて頂きたいと言う様に思いますので、よろしく願いいたします。

事務局： 失礼します。お手元の資料1ページに戻って頂いて、次回の総会の日程でございます。3月14日木曜日、午前9時半、場所はこちらでございます。皆さんご都合はいかがでしょうか。

上 前： 明德学園の卒園式があつて駄目です。13日水曜日では。

事務局： 皆様のご都合がよければ、よろしいですけれども。13日水曜日、時間は一緒に場所については変更になる可能性もありますけれども、場所については今確認をさせていただきます。次回の農地相談会については、2月21日木曜日、1時30分から3時30分、場所は旧農業委員会事務局の部屋です。担当は松原代理さんと中田委員さんという事ですが、ご都合はよろしいでしょうか。

松原： 大丈夫です。

中田： 大丈夫です。

事務局： ではお願いします。総会の日程の件ですが、13日は1階も2階も空いてないそうです。3月7日、8日ですとこちらの会場が空いているんですが、7、8の辺りでご都合はいかがででしょうか。

委員： 局長が良ければいいです。

事務局： 私はどちらでもいいです。皆様のご都合はいかがででしょうか。8日の金曜日の9時半でもよろしいでしょうか。

委員： はい

事務局： それでは3月8日金曜日、9時半という事でよろしく願いいたします。後お手元に農業会議さんの農業会議だよりがございます。お時間がある時にご覧いただければという風に思います。後2つほどご案内ですが、町の人権同和教育講座のお知らせという事で、第5回たんぽぽ学級3月7日木曜日、午後7時から8時半、場所はこの部屋でございます。3月10日日曜日、今年で3回目になると思うんですけれども、日野営農センターの主催で兼業農家を応援する研修会、サラリーマン農家、女性農家、熱烈大歓迎という事で、日々の営農に係る基礎的な内容なんですけれども、研修会の方を開いております。要は、担い手の育成も大切だと言いつつも、現場で実際農作業をされる方、サラリーマンを退職された方なんかになって来ますと、意外と基礎的な事、安全面も含めてきちんと勉強をする機会が無いという事も考えておまして、基礎的な所からちょっとした肥料、農薬のコツと言った様な所を含めて研修会をしております。以前私も参加した事があるんですが、分かっている様でいまさら聞けないという様な事があるんですが、非常にために成る研修会でございます。10日に3か所で開催されます。江府支所につきましては3階で9時から11時までの2時間開催されます。お時間の都合が悪い場合には、日野町1時から3時、若しくは日南町3時半から5時半と言った様な所で参加して頂いても構いませんので、よろしければご参加、若しくは近所の方に声をかけて頂ければという風に思いますので、よろしく願いをいたします。事務局の方で準備している題材については以上でございます。

議長： 皆さんの方はよろしいでしょうか。そう致しますと、以上を持ちまして第20回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 10 番委員

署名委員 11 番委員